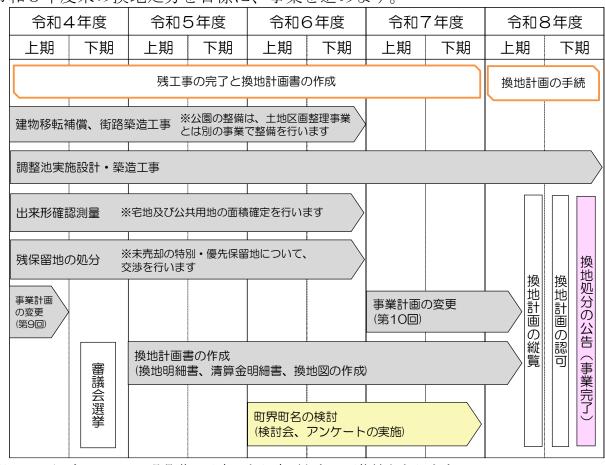
○ 換地処分(事業完了) までのスケジュールについて

令和8年度末の換地処分を目標に、事業を進めます。



※このスケジュールは、現段階の予定であり変更となる可能性もあります。

○地権者の皆様すべての土地に清算金(徴収・交付)が発生いたします。

現在、当地区は事業施行中ですが、工事等が完了することで換地処分(事業完了)となり、その後、清算金が確定し、徴収・交付手続きが始まります。

清算金とは、施行前の土地(従前地)と施行後の土地(換地)との間に評価上の不均衡が生じた場合、この不均衡を解消するためにやりとり(「徴収」や「交付」)される金銭のことをいいます。詳細につきましては、区画整理課のホームページをご覧ください。

正式な清算金価額は、換地処分時に決定いたしますが、清算金の有無については、ご確認いただけますので、詳細については、換地担当までお問い合わせください。

事業に対してのご意見、ご要望がございましたら、下記までご連絡ください。 聞合せ先 八潮市 都市デザイン部 区画整理課(市役所 3 階) 〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1 That 048-996-2111(代) 内線(換地担当)460 (補償担当)883 (工務担当)475 (事業推進担当)452

鶴ケ曽根・二丁目地区の情報誌

街づくり瓦版 No. 2

編集・発行:草加都市計画事業鶴ケ曽根・二丁目土地区画整理事業 施行者 八潮市

【事業計画の変更が決定しました】

鶴ケ曽根・二丁目土地区画整理事業につきましては、埼玉県の認可を受け、令和4年9月9日に事業計画変更を決定しました。

今後は、換地処分に向けて、歩行者専用道路や調整池の整備、また、出来形確認測量を 進めて参りますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。 (換地処分までの工事予定箇所等は裏面をご覧ください。)

主な変更内容

- 事業施行期間の変更令和7年3月31日まで → 令和14年3月31日まで(清算期間5年を含む)
- 土地利用計画の変更小学校予定地の廃止 → 公益施設 (エイトアリーナ)及び調整池へ変更

【特別保留地(付け保留地等)の購入をお願いします】

土地区画整理事業は、宅地(保留地)を販売し、その資金をもとに事業を進めております。

特別保留地(付け保留地等)の購入がまだお済みでない方には、別途お知らせをお送りしますので、ご購入いただきますようお願いいたします。

また、買受資金を金融機関から借り入れる場合は、その利子の一部を補助する制度があります。詳細に関しては区画整理課事業推進担当までお問合せください。

換地処分(事業完了)までの工事予定箇所について



歩行者専用道路の整備をします

現在は、車両も通れる道路ですが、整備後は歩行者専用道路となります。

歩行者専用道路として整備が完了すると、歩行者の安全は確保される反面、写真のように、車両は通行できない道路となりますので、お気を付けください。

なお、整備の時期は令和6年度を予定しています。



(歩行者専用道路のイメージ 参考:地区内 歩行者専用道路)

調整池の整備をします

調整池は、地区内に降った雨を一時的に貯留することで、河 川への流出を抑える施設です。

この調整池の整備により、集中豪雨時などの洪水の発生リスクを低減することができます。

● 鶴ケ曽根運動広場(オープン式)

地面から掘り下げるタイプの調整池で、周囲はコンクリート等で囲う 予定です。



(オープン式調整池イメージ 参考:八潮市 大正調整池)

● 鶴塚児童公園(地下式)

公園の地下にコンクリート構造物を埋設するタイプの調整池です。



(地下式調整池 イメージ図)

出来形確認測量をおこなっています

出来形確認測量とは、完成した宅地と公共用地(道路や公園など) の位置や面積を確認する測量です。この測量で、皆様の宅地面積を確 定します。

現在、換地処分(事業完了)に向けて順次、出来形確認測量を行っています。